

法定の事業場規模別・業種別安全衛生管理組織

中小企業の定義

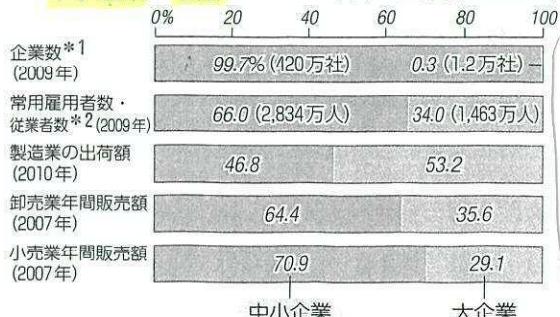
どちらかに該当

業種	従業者規模	資本金規模
製造業・建設業・運輸業その他	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下

解説 従業者数か資本金 「中小企業」については中小企業基本法第2条に定められている。業種によって違いはあるが、従業者数もしくは資本金の規模どちらかに該当すれば中小企業である。

中小企業の地位

(中小企業庁資料などによる)



*1 企業数=会社数+個人事業所(単独事業所及び本所・本社・本店)とする。(民営、非一次産業)

*2 数値は、会社の常用雇用者数と個人事業所の従業者総数を合算している。

安全管理体制

	(法10条) 総括安全衛生管理者	(法11条) 安全管理者	(法12条) 衛生管理者	(法12条の2) 安全衛生推進者 衛生推進者	(法13条) 産業医		(法14条) 作業主任者	(法15条) 総括安全衛生責任者	(法15条の2) 元方安全衛生管理者	(法16条) 安全衛生責任者	(法15条の3) 店舗安全衛生管理者	(法17条) 安全委員会	(法18条) 衛生委員会
規模・専属	①常時 100人以上 ②常時 300人以上 ③常時1,000人以上	①②常時50人以上	全業種常時50人以上	①②の業種 左記以外の業種	全業種常時50人以上で選任 常時3,000人超⇒2人以上		高圧室内作業等令6条 に掲げる危険、有害な 作業において選任 原則：専属 例外：以下の者から選任するときは専属不要 1. 労働安全コンサルタント 2. 厚生労働大臣が定める者 3. その他の厚生労働大臣が定める者 ①安全管理者、衛生管理者の資格を有する者 で、当該資格を取得した後、3年以上安全衛 生（衛生）の実務に従事し実績を有する者 ②厚生労働省労働基準局長が①と同等以上の 能力を有すると認める者	建設業 運送業 ＊規模は問わない ＊作業を同一の場所で行 う場合、2人以上選任 したときは、それぞれ の作業主任者の分担を 定めなければならない 専属要件なし	建設業で総括安全衛生 責任者を選任した事業 者を除すべき事業者以外 に、常時50人以上 の有害業種に常時 500人以上	建設業で総括安全衛生 責任者を選任した事業 者を除すべき事業者の 請負人が選任	建設業に属する元方事 業者以下の場合は選任 されない場合、庄 工法による作業、 特定の場所における 構造の建設 ⇒常時20人以上30人未満 ⇒常時20人以上30人未満 ⇒常時20人以上30人未満 ⇒常時20人以上30人未満 ⇒常時20人以上30人未満 ⇒常時20人以上30人未満	設置規模	
事業場ごとに1人を 選任	事業場ごとに1人以上を選任											①-a 常時 50人以上 ②-b 常時100人以上	全業種常時50人以上
専任 最低1人を 専任	イ、建設業・有機化工業製品製 造業・石油製品製造業⇒常時 30人以上 ロ、無機化工業製品製造業・化 学肥料製造業・道路貨物運送 業・港湾運送業⇒常時500人以 上 ハ、紙・パルプ製造業・鉄鋼業・造 紙業⇒常時1,000人以上 二、①②の業種(上記イ～ハを除 <)で過去3年間の労働災害 による休業日以上の死傷者 数合計100人以上の事業場⇒常 時2,000人以上	イ、常時1,000人超 ロ、常時500人超で坑内労働又は 健康上有害な一定の業務に當 つて30人以上が従事 ※ロ、の事業場のうち坑内労働 又は特に有害な業務の事業場 ⇒衛生管理者のうち1人を衛 生管理者免許を受けた者から選任										安全委員会、衛生委員会ともに設置しなけれ ばならない場合→ それぞれの委員会に代 えて設置できる	
選任期限	選任すべき期由が 発生した日から14 日以内	同 左	同 左	同 左	同 左								
報告	選任したときは、 選任なく、 所長基準監督 署長に報告書提出	同 左	同 左	報告不要。作業場の見やすい箇所に掲示す る等の方法により関係労働者に氏名等を周 知	選任したときは、選任なく、所 長基準監督署長に報告書提出 ＊学校医は提出不要								委員会を月1回以上開催するようにしなけれ ばならない。 議事で重要なものに係る記録⇒3年間保存
職務 内容	安全管理者、衛生 管理者等の指揮及 び法10条1項各号の 統括管理	法10条1項各号の衛生に係る 技術的事項を管理	法10条1項各号の業務 (法25条の2)に属する 管理若手を選任した場 合、同様に該当するも のを除く)	法10条1項各号の業 務のうち衛生に係る 業務	・健診診断の実施、労働者の健康 管理等 ・事業者、総括安全衛生管理者に に対する助言、衛生管理者に対する 指導等	左記のローニーのうちの技 術的項目を管理 ロ、協議組織の設置、運営 止のため必要な措置をな し得る権限を与える	4. 元方安全衛生管理者 の指揮 ロ、協議組織の設置、運営 止のため必要な措置をな し得る権限	・統括安全衛生責任者、 関係者との連絡等 ・当該請負人に係るもの の実施についての管理 ・作業計画等の調整 ニ、作業場所の巡視等	・統括安全衛生責任者、 関係者との連絡等 ・当該請負人に係るもの の実施についての管理 ・作業計画等の調整 ニ、作業場所の巡視等	・法30条1項各号の特 定元方事業者の講ず るべき措置を担当する 者に対し指導 ・作業の種類、実施状 況を把握 ・協議組織の会議に隨 時参加	調査審 議事項		
巡視	義務あり	少なくとも毎週1回	義務なし		少なくとも毎月1回 作業方法又は衛生状態に有害の おそれがあるときは、直ちに、 必要な措置を講じなければなら ない					イ、労働者の危険を防 止するための基本と なる対策に関するこ と ロ、労働災害の原因、再 発防止対策で安全に ある工程に関する計 画及び機械、設備等 の配置に関する計 画についての確認 ・少なくとも毎月1回 建設現場を巡回	イ、労働者の健康障 害を防止するための基 本となる対策に関するこ と ロ、労働災害の原因、再 発防止対策で安全に ある工程に関する計 画及び機械、設備等 の配置に関する計 画についての確認 ・少なくとも毎月1回 建設現場を巡回		
行政	都道府県労働局長 は、労働災害防止上 必要があると認め るとときは総括安全衛 生管理者の業務の執 行について事業者に勧 告する	都道府県労働局長は、労働災害防止上 必要があると認めるとときは、事業者に、安全管理者、衛生管理者の増員又は解任を命ず ることができる								イ、労働者の健康障 害を防止するための基 本となる対策に関するこ と ロ、労働災害の原因、再 発防止対策で安全に ある工程に関する計 画及び機械、設備等 の配置に関する計 画についての確認 ・少なくとも毎月1回 建設現場を巡回	イ、労働者の健康障 害を防止するための基 本となる対策に関するこ と ロ、労働災害の原因、再 発防止対策で安全に ある工程に関する計 画及び機械、設備等 の配置に関する計 画についての確認 ・少なくとも毎月1回 建設現場を巡回		
資格・ 経験	イ、大学・高等専門学校 一理科系統の正規の課程 を修めて卒業後3年以上 ロ、高等学校・中等教育学校 一理科系統の正規の学科 を修めて卒業後5年以上 二、産業安全の実務経験を有する者 ハ、労働安全コンサルタント ニ、その他、厚生労働大臣が定め る者	イ、都道府県労働局の免許 を受けた者 ・第1種衛生管理者免許 イ、大学・高等専門学校卒業後3年以上 ロ、高等学校・中等教育学校卒業後3年以上 ハ、5年以上 ハ、労働衛生コンサルタント ニ、その他、厚生労働大臣が定め る者	当該業務を担当するために必要な能力を有 すると認められる者のうちから選任 ・第1種衛生管理者免許 イ、大学・高等専門学校卒業後3年以上 ロ、高等学校・中等教育学校卒業後3年以上 ハ、5年以上 ハ、労働衛生コンサルタント ニ、その他、厚生労働大臣が定め る者	医師⇒労働者の健康管理等を行 うのに必要な医師に関する知識 について一定の要件を備えた者 イ、厚生労働大臣の定める研修 (日本医師会、産業医科大学等 で行う研修)を修了した者 ロ、労働衛生コンサルタント(保 健衛生専攻) ハ、大学の労働衛生担当教授、助 教授、常勤講師である者、又は あった者 ニ、その他、厚生労働大臣が定 める者	イ、大学・高等専門学校 卒業後3年以上 ロ、高等専学校・中等教育 学校卒業後5年以上 ハ、8年以上 ハ、労働衛生コンサルタント(保 健衛生専攻) ハ、大学の労働衛生担当教授、助 教授、常勤講師である者、又は あった者 ニ、その他、厚生労働大臣が定 める者	イ、都道府県労働局長 の免許を受けた者 ロ、都道府県労働局長 の登録を受けた者が 行う修習を修了した者	イ、大学・高等専門学校 卒業後3年以上 ロ、高等専学校・中等教育 学校卒業後5年以上 ハ、8年以上 ハ、その他の厚生労働大 臣が定める者	イ、大学・高等専門学校 卒業後3年以上 ロ、高等専学校・中等教育 学校卒業後5年以上 ハ、8年以上 ハ、建設工事の施工におけ る安全衛生の実務に從事 した経験を有する者 ニ、その他、厚生労働大 臣が定めた者 イ～ハのうちから事業 者を指名した者 イ～ハのうちから事業 者を指名した者 イ～ハのうちから事業 者を指名した者	委員構成				
① 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業													
② 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、燃料小売業、各種商品卸業、各種商品小売業(百貨店等)、家具・建具・じゅう器等卸業、家具・建具・じゅう器小売業、通信業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	①-a 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業(木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機 械器具製造業に限る)、自動車整備業、機械修理業、運送業(道路貨物運送業、港湾運送業に限る)	①-a	①-a	①-a	①-a	①-a	①-a	①-a	①-a	①-a	①-a	①-a	①-a
③ その他の業種(屋内の産業で非工業的業種)	②-b 製造業(物の加工業を含み、①-aを除く)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、燃料小売業、各種商品卸業、各種商品小売業(百貨店等)、家具・建具・じゅう器等卸業、家具・建具・じゅう器小売業、通信業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業(①-aを除く)	②-b	②-b	②-b	②-b	②-b	②-b	②-b	②-b	②-b	②-b	②-b	②-b

安全推進者

① 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
② 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、燃料小売業、各種商品卸業、各種商品小売業(百貨店等)、家具・建具・じゅう器等卸業、家具・建具・じゅう器小売業、通信業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
③ その他の業種(屋内の産業で非工業的業種)

①-a 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業(木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機 械器具製造業に限る)、自動車整備業、機械修理業、運送業(道路貨物運送業、港湾運送業に限る)
②-b 製造業(物の加工業を含み、①-aを除く)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、燃料小売業、各種商品卸業、各種商品小売業(百貨店等)、家具・建具・じゅう器等卸業、家具・建具・じゅう器小売業、通信業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業(①-aを除く)